

コンプライアンス委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下、「本協会」という。）のコンプライアンス委員会（以下、「委員会」という。）について定める。

2 委員会は、定款施行細則第17条第1項に基づく常設の専門委員会とし、この規程により委員会の設置並びにその運用に必要な事項を定める。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、本協会のコンプライアンスの推進に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）の理念を実践するため、理事会の諮問又は委員の発案により、次の各事項のような日常業務において日々生起する業務や事象につきコンプライアンス推進の観点から検討し、日々の活動を通じて基本方針の理念を本協会内に徹底・定着させることを目的とする。

- (1) 定款、倫理規程その他諸規定の違反などコンプライアンス違反（その疑いのある事象を含む）への対応
- (2) コンプライアンスの観点からの問題点の有無について、法務・コンプライアンス部や外部専門家等への照会・相談対応
- (3) その他コンプライアンスの実践・定着に有益な事項

(委員会の構成、議長、決議)

第3条 委員会の構成は、次の通りとする。

委員長 1名（代表理事をもって充てる）

副委員長 1名（委員長が指名する）

委員 4名以上（各本部長の推薦に基づき、理事会において選任する）

2 委員は各本部から最低1名を選任するものとする。法務・コンプライアンス推進部長は、委員に選任するものとする。

3 委員会の議長は、委員長とする。

4 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の種類)

第4条 委員会は、定例委員会及び臨時委員会とし、委員長が招集する。

2 定例委員会は、年に2回以上、半期毎に1回以上開催するものとする。

3 臨時委員会は、実際に委員会で審議すべき事案が発生した都度開催する。委員は、必要によりいつでも委員長に対して委員会の開催を求めることができる。

4 前条第4項の規定に関わらず、臨時委員会においては、委員長、副委員長、法務・コンプライアンス推進部長、その他委員長の指名する委員により開催することができるものとする。委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第5条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。

2 前項の議事録は、原則として非公開とする。

3 議事の内容及び結果については、理事会において報告されるものとする。

(実施細目)

第6条 この規程の施行に際し、必要な事項は法務・コンプライアンス推進部において定める。

(規程の変更)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

この規程は、令和4年8月28日から施行する。